

平成 18 年 9 月 14 日

社団法人 日本経済団体連合会
会 長 御手洗富士夫
日 本 商 工 会 議 所
会 頭 山 口 信 夫
社団法人 日本貿易会
会 長 佐々木 幹 夫
社団法人 日本在外企業協会
会 長 大 國 昌 彦
日 豪 経 済 委 員 会
会 長 今 井 敬

全豪日本商工会議所連合会の要望実現に対するご高配のお願いについて

謹啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より、民間経済界活動には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび全豪日本商工会議所連合会より、別添の「日豪租税条約の早期改定を求める」の実現について協力要請がございました。

つきましては、豪州におけるわが国企業の事業活動環境改善と日豪経済関係のさらなる緊密化に向け、全豪日本商工会議所連合会の要望を勘案いただき、その実現方にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

同封資料：日豪租税条約の早期改定を求める

(全豪日本商工会議所連合会 2006 年 7 月 31 日付文書)

<本件照会先>

日本商工会議所国際部

TEL 03-3283-7601

(担当：中村、寺居)

日豪租税条約の早期改定を求める

2006年7月31日

全豪日本商工会議所連合会

オーストラリアは、日本にとって資源をはじめとする重要な貿易相手国であり、友好国であることから、従来以上に対豪投資を促進することは、日豪関係強化という観点からも重要であると考えます。しかしながら、現在、対日支払配当に対する配当源泉税および、日本から融資を行った際に生じる支払利子に対する利子源泉税の税率が他国に比べて高いことから、日本企業による対豪投資の大きな阻害要因となっている。

こうした中、オーストラリアでは、投資の拡大。二国間の関係強化を視野に入れ、2003年にアメリカと、2004年にはイギリスとそれぞれ配当源泉税の減免・利子源泉税の免除を含む租税条約の改定が行われている。

現在、対日支払配当に対する配当源泉税は15%、日本からの融資の支払利子に対する利子源泉税については10%と高い税率になっているのに対して、アメリカ、イギリスは、配当源泉税の減免(税率0~5%)、利子源泉税においては免除となっている。

そこで、全豪日本商工会議所連合会としては、日本の対豪投資拡大、ひいては日豪関係強化を図るため、日豪間においてもアメリカ、イギリスと同様の配当源泉税の減免を含む、日豪租税条約の早期改定を強く要望するものである。

以上